**第１章　総　　　　　則**

**第１節　総則**

**第１－１条　適用**

　　１．土木工事等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、大阪府環境農林水産部農政室所管の府営事業の一般土木工事等（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

　　２．受注者は、共通仕様書の適用に当たっては、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に当たっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。

　　３．契約図書は、相互に補完し合うものとし、これによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

　　４．受注者の責に帰すべき事由により、復旧、修復及び補修等を要する場合、その費用は受注者の負担とする。

　　５．特別仕様書、図面、設計図書、又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

　　６．受注者は、信義にしたがって誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第26条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

　　７．設計図書はＳＩ単位を使用するものとする。ＳＩ単位については、ＳＩ単位と非ＳＩ単位とが併記されている場合は（　）内を非ＳＩ単位とする。

　　８．ＪＩＳ規格や各種協会規格については、本共通仕様書によるものとするが、これら規格が改正した場合は、改正後の基準とする。

**第１－２条　用語の定義**

　　１．本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。

　　２．本仕様で規定されている総括監督員とは、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で特に重要なものの処理、設計図書の特に重要なものの変更、関連工事の特に重要なものの調整、主任監督員、監督員並びに一般監督業務の総括掌理を行う者をいう。

　　３．本仕様で規定されている主任監督員とは、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で重要なものの処理（特に重要なものを除く）、工事実施のための詳細図等で重要なものの交付、受注者が作成した図面で重要なものの承諾、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認で重要なものの実施、工事材料の試験又は検査の重要なものの実施（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む）、設計図書の重要なものの変更（特に重要なものを除く）、適正な工事の施工を確保する上で必要と認める場合における総括監督員への報告、関連工事の重要なものの調整（特に重要なものを除く）、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに一般監督業務の掌理を行う者をいう。

　　４．本仕様で規定されている監督員とは、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理（重要なものを除く）、工事実施のための詳細図等の作成、工事実施のための詳細図等の交付（重要なものを除く）、受注者が作成した図面の承諾（重要なものを除く）、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認の実施（重要なものを除く）、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含み、重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、設計図書の変更の必要があると認める場合における主任監督員への報告、変更契約に係る設計図書の作成及び契約額の積算、適正な工事の施工を確保する上で必要と認める場合における主任監督員への報告、関連工事の調整（重要なものを除く）、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。

　　５．契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

　　６．設計図書とは、仕様書、図面、金抜設計書、数量計算書及び質問回答書をいう。

　　７．仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特別仕様書を総称していう。

　　８．共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

　　９．特別仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細及び工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

　　10．金抜設計書とは、発注者が示す金額を記載しない設計書をいう。

　　11．数量計算書とは、工事施工に関する設計数量を示した書類をいう。

　　12.図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

　　13．質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

　　14．指示とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

　15．承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

　　16．協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

　　17．提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

　　18．報告とは、受注者が監督職員に対し工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

　　19．通知とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面で知らせることをいう。

20.連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

　　21．書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

　　　　なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及びＥメールにより伝達できるものとするが、後

日有効な書面と差し替えるものとする。

　　22.立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、その内容について契約図書

との適合を確かめることをいう。

　　23．提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

　　24．確認とは、契約図書に示された項目において、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

　　25．段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

　　26．工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

　　27．検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めたものをいう。

　　28.技術検査とは、大阪府総務部契約局建設工事検査要領又は環境農林水産部建設工事等検査業務に関する取扱要領に基づき行うものをいう。

　　29．同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは監督職員の承諾した品質をいう。

　　　なお、試験機関の確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。

　　30．工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

　　31．工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

　　32．工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む）の初日をいう。

　　33．工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

　　34．本体工事とは、設計図書にしたがって、工事目的物を施工するための工事をいう。

　　35．仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

　　36．現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。

　　37．現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

　　38．JIS規格とは、日本産業規格をいう。

　　39．SIとは、国際単位系をいう。

**第１－３条　設計図書の照査等**

　　１．受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販・公開されているものについては、受注者が備えるものとする。

　　２．受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

　　　　ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条に基づき監督職員からの指示によるものとする。

　　３．受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

**第１－４条　工程表**

　　　受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

**第１－５条　施工計画書**

　　１．受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

　　　　受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

　　　　この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

　　(１) 工事概要

　　(２) 計画工程表

　　(３) 現場組織表

　　(４) 指定機械

　　(５) 主要資材

　　(６) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）

　　(７) 施工管理計画

　　(８) 安全管理

　　(９) 緊急時の体制及び対応

　　(10) 交通管理

　　(11) 環境対策

　　(12) 現場作業環境の整備

　　(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

　　(14) その他

　２．受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

　３．受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

**第１－６条　コリンズ（CORINS）への登録**

　　　受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から休日等を除く10日以内に、完成時は工事完成後休日等を除く10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

　　　登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注、変更、完成、訂正時にそれぞれ登録するものとする。

　　　また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

**第１－７条　監督職員**

　　１．当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

　　２．監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が受注者に対し口答による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

**第１－８条　現場技術員**

　　１．受注者は、設計図書又は打合せ簿において、建設コンサルタント等の現場技術員の配置が示された場合、次によらなければならない。

（１）現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

（２）監督職員から受注者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがある。この場合、監督職員から直接指示又は通知等があったものと同等である。

（３）監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

**第１－９条　工事用地等の使用**

　　１．受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持、管理するものとする。

　　２．設計図書において、受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、受注者自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

　　３．受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

　　４．受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求したときも速やかに発注者に返還しなければならない。

　　５．発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

　６．受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

**第１－10条　工事の着手**

　　１．受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

**第１－11条　工事の下請負**

　　１．受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

　　(１) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

　 （２）下請負人が契約書第7条第3項に該当するものでないこと。

（３）下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

**第１－12条　施工体制台帳及び施工体系図**

　　１．受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）にしたがって記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

　　２．第１項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）にしたがって、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律にしたがって、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

　　３．第１項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負人を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第３項ただし書に規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）

　　４．第１項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

５．受注者は、施工体制台帳には、建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項に基づき、下請負に係る請負契約書等の写しを添付しなければならない。

６．第１項の受注者は、下請負人に対して「本工事は施工体制台帳作成対象工事であり、請負った工事の一部を他の建設業を営む者に請負わせたときは、再下請負通知書を提出しなければならない」旨を書面で通知するとともに、その旨と再下請負通知書の提出場所を工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。また、「もし更に他の者に工事を請負わせたときは、その者の再下請負通知書の提出と、その者に対するこの通知書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければならない。

７．受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法のほか「大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」を遵守しなければならない。

８．警備会社においては、建設業法の下請負契約には該当しないが、交通安全管理上極めて重要な業務であることから、受注者は警備会社と契約した場合、施工体制台帳、施工体系図へ記載しなければならない。

９．建設機械のオペレーター付きリース契約は、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結された契約であるため、建設業法上の下請負契約に該当することから、施工体制台帳等の必要書類を作成しなければならない。

**第１－13条　受注者相互の協力**

　　　受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。

　　　また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

**第１－14条　調査・試験に対する協力**

　　１．受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

　　２．受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

（１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

（２）調査票等を提出した受注者の事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査、指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。

（３）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

（４）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

　　３．受注者は、当該工事が発注者の実施する間接工事費等諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

　　４．受注者は、低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査等に応じなければならない。

　　５．受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

**第１－15条　工事の一時中止**

　　１．発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第１－50条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

　　　(１) 契約書第16 条に規定する工事用地が確保されない場合

　　　(２) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

　　　(３) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適当と認めた場合

　　　(４) 工事着手後、環境問題等の発生により、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

　　　(５) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

　　(６) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認めた場合

　２．発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

　３．前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を、監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

**第１－16条　設計図書の変更**

　１．設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

　　２．契約書第 26 条（臨機の措置）に該当する場合を除き下記の場合は契約変更の対象としない。

①契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合

②書面による指示や協議がない場合（口頭のみの場合）

③設計図書に明示のない事項について、発注者との協議を行わず、受注者が独自の判断で施工した場合

④発注者と受注者との協議が整っていない時点で施工した場合

⑤承諾事項として施工した場合

**第１－17条　工期変更**

　　１．契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

　　２．受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

　　３．受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

　　４．受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

　　５．受注者は、契約書第22条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

**第１－18条　支給材料及び貸与品**

　　１．受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

　　２．受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

　　３．受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

４．契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

　　５．受注者は、契約書第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

　　６．受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

　　７．受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

　　８．支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

**第１－19条　工事現場発生品**

 １．受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

　　２．受注者は、第１項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

**第１－20条　建設副産物**

　　１．受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事に当たっては、監督職員の承諾を得なければならない。

　　２．受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は原則として電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員に提示しなければならない。

　　３．受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18 年6 月12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

　　４．受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出するとともに、工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

　　５．受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

　　６．受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出するとともに、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

７．受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規正法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

　　また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

８．受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第1-20条第6項再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第1-20条第7項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

９．受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

　　10．受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

　　11．受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年5月31日法律第 104 号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。

**第１－21条　工事材料の品質**

　　１．契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。

　　２．受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は、速やかに提示するとともに、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。

　　　　また、設計図書において事前に監督職員の確認を受けるものと指示された材料の使用に当たっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

**第１－22条　監督職員による検査及び立会等**

　　１．受注者は設計図書に従い、工事の施工について監督職員の立会を求める場合、立会願を監督職員に提出しなければならない。

　　２．監督職員は、工事が設計図書どおりに行われていることを確認をするため、必要に応じて工事現場又は製作工場に立入り立会し、資料の提出を請求できるものとする。なお、受注者はこれに協力しなければならない。

　　３．受注者は、監督職員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において検査（確認を含む）及び立会を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

　　４．監督職員は、設計図書に定められた確認を机上により行うことができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督職員にこれらを提出しなければならない。

５．監督職員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。

　　５．受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

　　６．段階確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

　　　(１) 受注者は、設計図書に示された施工段階においては、段階確認を受けなければならない。

　　　(２) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

　　　(３)受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。

　　　(４) 受注者は、監督職員に対し完成時に不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

　　７．監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

　　８．低入価格調査対象工事については、大阪府環境農林水産部低入札価格調査制度実施要領第１３条の規定に基づき、段階確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督を実施する。

　　　　なお、受注者は、工事内容に応じ確認頻度を強化した段階確認の計画を施工計画書に明記し、発注者の承諾を受けて段階確認を受けるものとする。

**第１－23条　数量の算出及び出来形図**

　　１．受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

　　２．受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書にしたがって出来形数量を算出し、その結果を監督職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とみなすものとする。

　　３．受注者は、出来形測量の結果及び設計図書にしたがって出来形図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

　　４．設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

### 第１－24条　工事完成図

　　１．受注者は、設計図書にしたがって工事完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

　　２．工事完成図とは、最終の設計図に受注者からの申し出に対し、監督職員が承諾した事項（施工承諾の内容等）が反映された図面をいう。

　　３．管水路工事においては、管割図についても工事完成図として提出しなければならない。

**第１－25条　工事完成検査**

　　１．受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。

　　２．受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない

　　　(１) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示される全ての工事が完成していること。

　　　(２) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。

　　　(３) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整理が全て完了し、監督職員に提出していること。

　　　(４) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

　　３．発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

　　４．検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

　　　(１) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

　　　(２) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

　　５．検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

　　６．修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

　　７．受注者は、当該工事完成検査については、第1－22条第3項の規定を準用する。

**第１－26条　既済部分検査**

　　１．受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。

　　２．受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

　　３．検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（１）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

（２）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

　　４．受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。

　　５．受注者は、当該既済部分検査については、第1－22条第3項の規定を準用する。

　　６．発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

　　７． 受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

**第１－27条　技術検査**

　　１．受注者は、別に定める大阪府総務部契約局建設工事検査要領に基づき、技術検査を受けなければならない。

　　２．完成検査、既済部分検査は、地方自治法第234条の2第1項の検査を実施するときに行うものとする。

　　３．中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

　　４．中間技術検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。

　　５．中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間技術検査に先立って受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。

　　６．検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（１）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

（２）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

　　７．受注者は、当該技術検査については、第１－22条 第3項の規定を準用する。

**第１－28条　部分使用**

　　１．発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

　　２．受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、土木工事にあっては、中間技術検査による検査（確認）でもよい。

**第１－29条　施工管理**

　　１．受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順にしたがって施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

　　２．受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。

　　３．監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

（１）工事の初期で作業が定常的になっていない場合

（２）管理試験結果が限界値に異常接近した場合

（３）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

（４）前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

　　４． 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。

　　　　なお、標示板の記載にあたっては、工事関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-29を参考とする。

　　　　また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における表示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。



図1-29

　　５．受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

　　６．受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

　　７．受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

　　８． 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡し、その対応について指示を受けるものとする。

　　９. 受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準)により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

**第１－30条　履行報告**

　　　受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

**第１－31条　使用人等の管理**

　　１．受注者は、使用人等（下請負人又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況及び宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

　　２．受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

**第１－32条　工事関係者に対する措置要求**

　　１． 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

　　２． 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

**第１－33条　工事中の安全確保**

　　１．受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20 農振第2236 号平成21 年3 月30 日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）、ＪＩＳ Ａ ８９７２（斜面・法面工事用仮設設備）を参考に、常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

　　２．受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の承諾なくして、流水又は水陸交通の支障となるような行為等、公衆に迷惑を及ぼす施工方法を採用してはならない。

　　３．受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年2月1日付け5地第72号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

　　４．受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。

　　　　ただし、より条件にあった機械がある場合には、監督職員の承諾を得てそれを使用することができる。

　　５．受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。特に重機械等が、架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）の設置や適切な誘導員の配置等、架空線に支障を及ぼさないよう十分に注意しなければならない。

　　６．受注者は、豪雨、出水及びその他天災に対し、気象予報等について十分な注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

　　７．受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、その区域を板囲い、ロープ等で囲うとともに、「立入り禁止」の標示をしなければならない。

　　８．受注者は、工事期間中、安全巡視を行うとともに、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

　　９．受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

　　10．(１)受注者は、土地改良事業等における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知）に基づいて、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全・訓練等を実施しなければならない。

　　　 ①　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

　　　 ②　当該工事内容等の周知徹底

　　　 ③　工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

　　　 ④　当該工事における災害対策訓練

　　 　⑤　当該工事現場で予想される事故対策

　　 　⑥　その他、安全・訓練等として必要な事項

　　　　(２) 施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画について記載しなければならない。

　　　　(３) 安全・訓練等の実施状況は、写真・ビデオ又は実施状況報告書等により提示するものとする。

　　11．受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

　　12．受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

　　13．監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

　　14．受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

　　15．受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等、現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。

特に、梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法及び工程について十分に配慮しなければならない。

　　16．災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとする。

　　17．受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督職員に報告しなければならない。

　　18．受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処理については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

　　19．受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置を取り補修しなければならない。

**第１－34条　爆発及び火災の防止**

　　１．受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

　　　　なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

　　２．受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用計画について施工計画書に記載しなければならない。

　　３．現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し、保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。

　　４．受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、根株、草等を野焼きしてはならない。

　　５．受注者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

　　６．受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

**第１－35条　後片付け**

　　　受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示にしたがって存置し、検査終了後撤去するものとする。

**第１－36条　工事完成図書の納品**

　　１．受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。

　　　① 工事完成図

　　　② 出来形図

　　　③ 承諾書

　　　④ 品質管理関係書類

　　２．受注者は、大阪府が別途定める「電子納品対象案件」、及び大阪府の「電子納品要領（案）[工事編]」に基づき電子納品しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（国土交通省）」、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」等を参考にし、監督職員と協議の上、電子化の範囲等を決定しなければならない。

　　３．受注者は、電子納品に際しては、「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行いエラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。

**第１－37条　事故報告書**

　　　受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合直ちに人命、身体、財産の安全を確保した上で、関係機関と監督職員に通報しなければならない。この場合において、受注者は、監督職員が指示する期日までに別に定める工事事故報告書を監督職員に提出しなければならない。

**第１－38条　環境対策**

　　１．受注者は、関係法令、条例及び建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

　　２．受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

　　　　第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は第１-42条 第６項及び第８項の規定に従い対応しなければならない。

　　３．監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意事務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提出しなければならない。

　　４．資材（材料及び機材含む）

（１）受注者は、資材（材料及び機材含む）、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境部品等の調達の推進等に関する法律（平成12 年法律第100 号。「グリーン購入法」という。）」第６条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

（２）受注者は、（１）の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準（以下「特定調達品目の判断の基準」という。）を満たすものとする。

（３）受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

　　５．排出ガス対策型建設機械

（１）受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1 に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17 年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第２条及び第11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付け建設省経機発第249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18 年３月17 日付け国土交通省告示第348 号）若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18 年３月17 日付け国総施第215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。

（２）受注者は、工事の施工に当たり表1-1-2 に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17 年法律第51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第２条及び第11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10 月８日付け建設省経機発第249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18 年３月17 日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18 年３月17 日付け国総施第215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。

（３）受注者は、（１）又は（２）の規定により使用する建設機械の写真を撮影し、工事完了までに、これを監督職員へ提出しなければならない。

表 1-1-1 排出ガス対策型適用の一般工事用建設機械

|  |  |
| --- | --- |
| 一般工事用建設機械 | 摘要 |
| ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン | ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW 以上260kW 以下)を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。 |

表 1-1-2 排出ガス対策型適用のトンネル工事用建設機械

|  |  |
| --- | --- |
| トンネル工事用建設機械 | 摘要 |
| ・バックホウ・トラクタショベル・大型ブレーカ・コンクリート吹付機・ドリルジャンボ・ダンプトラック・トラックミキサ | ディーゼルエンジン(エンジン出力30kW 以上260kW 以下)を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。 |

６．受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負人等に関係法令等を遵守させるものとする。

７．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年３月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年４月９日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる

**第１－39条　文化財の保護**

　　１．受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

　　２．受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

**第１－40条　交通安全管理**

　　１．受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。

　　２．受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

　　３．受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月付け建設省道路局国道第1課通知）に基づき、安全対策を講じなければならない。

　　　　また、受注者は、視覚障がい者誘導用ブロック（以下、「誘導ブロック」という。）が整備されている歩道において工事を実施し、その機能を阻害する場合、又は誘導ブロックが設置されていない歩道の迂回路を設置する場合、受注者は仮設の誘導ブロック（汎用ゴム製タイル可）などを設置し、視覚障がい者のための安全措置を取らなければならない。

　　４．受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の新設、改良、維持管理及び補修を行うものとする。

　　５．受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

　　６．発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

　　７．受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任分担を明らかにして使用するものとする。

　　８．受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また、受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する場合は、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなければならない。

　　９．工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとし、それにしたがって運用されるものとする。

　　10．受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の２に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-1-3　車両の一般的制限値

|  |  |
| --- | --- |
| 車両の諸元 | 一 般 的 制 限 値 |
| 幅長さ高さ重量 総重量軸 重隣接軸重の 合 計輪荷重最小回転半径 | 2.5ｍ12.0ｍ3.8ｍ　（ただし、指定道路については4.1m）20.0ｔ （ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0ｔ）10.0ｔ隣り合う車軸に係る軸距1.8ｍ未満の場合は18ｔ（隣り合う車軸に係る軸距が1.3ｍ以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5ｔ以下の場合は19ｔ）、1.8ｍ以上の場合は20ｔ5.0ｔ12.0ｍ |

　ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

**第１－41条　諸法令の遵守**

　　１．受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

（１）地方自治法 （昭和22 年法律第 67 号）

（２）建設業法 （昭和24 年法律第 100 号）

（３）下請代金支払遅延等防止法 （昭和31 年法律第 120 号）

（４）労働基準法 （昭和22 年法律第 49 号）

（５）労働安全衛生法 （昭和47 年法律第 57 号）

（６）作業環境測定法 （昭和50 年法律第 28 号）

（７）じん肺法 （昭和35 年法律第 30 号）

（８）雇用保険法 （昭和49 年法律第 116 号）

（９）労働者災害補償保険法 （昭和22 年法律第 50 号）

（10）健康保険法 （大正11 年法律第 70 号）

（11）中小企業退職金共済法 （昭和34 年法律第 160 号）

（12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律 （昭和51 年法律第 33 号）

（13）出入国管理及び難民認定法 （平成 ３年法律第 94 号）

（14）道路法 （昭和27 年法律第 180 号）

（15）道路交通法 （昭和35 年法律第 105 号）

（16）道路運送法 （昭和26 年法律第 183 号）

（17）道路運送車両法 （昭和26 年法律第 186 号）

（18）砂防法 （明治30 年法律第 29 号）

（19）地すべり等防止法 （昭和33 年法律第 30 号）

（20）河川法 （昭和39 年法律第 167 号）

（21）海岸法 （昭和31 年法律第 101 号）

（22）港湾法 （昭和25 年法律第 218 号）

（23）港則法 （昭和23 年法律第 174 号）

（24）漁港漁場整備法 （昭和25 年法律第 137 号）

（25）下水道法 （昭和33 年法律第 79 号）

（26）航空法 （昭和27 年法律第 231 号）

（27）公有水面埋立法 （大正10 年法律第 57 号）

（28）軌道法 （大正10 年法律第 76 号）

（29）森林法 （昭和26 年法律第 249 号）

（30）環境基本法 （平成 ５年法律第 91 号）

（31）火薬類取締法 （昭和25 年法律第 149 号）

（32）大気汚染防止法 （昭和43 年法律第 97 号）

（33）騒音規制法 （昭和43 年法律第 98 号）

（34）水質汚濁防止法 （昭和45 年法律第 138 号）

（35）湖沼水質保全特別措置法 （昭和59 年法律第 61 号）

（36）振動規制法 （昭和51 年法律第 64 号）

（37）廃棄物処理及び清掃に関する法律 （昭和45 年法律第 137 号）

（38）資源の有効な利用の促進に関する法律 （平成12 年法律第 113 号）

（39）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （平成12 年法律第 104 号）

（40）文化財保護法 （昭和25 年法律第 214 号）

（41）砂利採取法 （昭和43 年法律第 74 号）

（42）電気事業法 （昭和39 年法律第 170 号）

（43）消防法 （昭和23 年法律第 186 号）

（44）測量法 （昭和24 年法律第 188 号）

（45）建築基準法 （昭和25 年法律第 20 号）

（46）都市公園法 （昭和31 年法律第 79 号）

（47）自然公園法 （昭和32 年法律第 131 号）

（48）漁業法 （昭和24 年法律第 267 号）

（49）電波法 （昭和25 年法律第 131 号）

（50）土壌汚染対策法 （平成14 年法律第 53 号）

（51）公共工事の品質確保の促進に関する法律 （平成17 年法律第 18 号）

（52）特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 （平成17 年法律第 51 号）

（53）職業安定法 （昭和22 年法律第 141 号）

（54）農薬取締法 （昭和23 年法律第 82 号）

（55）毒物及び劇物取締法 （昭和25 年法律第 303 号）

（56）厚生年金保険法 （昭和29 年法律第 115 号）

（57）最低賃金法 （昭和34 年法律第 137 号）

（58）所得税法 （昭和40 年法律第 33 号）

（59）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（昭和42 年法律第 131 号）

（60）労働保険の保険料の徴収等に関する法律 （昭和44 年法律第 84 号）

（61）著作権法 （昭和45 年法律第 48 号）

（62）自然環境保全法 （昭和47 年法律第 85 号）

（63）警備業法 （昭和47 年法律第 117 号）

（64）産業標準化法 （昭和24 年法律第 185 号）

（65）計量法 （平成 ４年法律第 51 号）

（66）公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （平成12 年法律第 127 号）

（67）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （平成12 年法律第 100 号）

（68）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 （平成15 年法律第 58 号）

（69）技術士法 （昭和58 年法律第 25 号）

（70）肥料取締法 （昭和25 年法律第127 号）

　　２．受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

　　３．受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第１項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

**第１－42条　官公庁等への手続等**

　　１．受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

　　２．受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

　　３．受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。

　　　　なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

　　４．受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。

　　５．受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

　　６．受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

　　７．受注者は、国、関係地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

　　８．受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

**第１－43条　施工時期及び施工時間の変更**

　　１．受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

　　２．受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を付した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

**第１－44条　工事測量**

　　１．受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また、受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

　　２．受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

　　３．受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

　　４．受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。

　　５．受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

**第１－45条　提出書類**

　　１．受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて作成し、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。

　　２．契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類をいう。

**第１－46条　創意工夫**

　　１．受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。

**第１－47条　不可抗力による損害**

　　１．受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。

　　２．契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

　　　(１) 降雨に起因する場合

　　　　　次のいずれかに該当する場合とする。

　　　　 ①　24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

　　　　 ②　1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

　　　　 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

　　　　 ④ その他設計図書で定めた基準

　　　(２) 強風に起因する場合

　　　　　最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m／秒以上あった場合

　　　(３) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

　　　　　地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

　　３．契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、第１－33条、第１－50条及び契約書第26条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

**第１－48条　特許権等**

　　１．受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第８条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

　　２．受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するための必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

　　３．発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

**第１－49条　保険の付保及び事故の補償**

　　１．受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

　　２．受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

　　３．受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

　　４．受注者は、「建設業退職金共済制度に関する暫定指導事項」（平成10年10月5日）に基づき下請業者に対する指導・監督を通じて本制度の普及・啓発を行い、加入促進を図るものとする。なお、共済証紙貼付方式ではなく電子申請方式による場合は、同指導要綱の内容のうち、適合しない部分は適宜内容を読み替えて運用するものとする。

**第１－50条　臨機の措置**

　　１． 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。

　　２． 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）にともない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

**第１－51条　現場代理人の取扱い**

１．現場代理人の雇用関係

　　（１）受注者は、現場代理人について直接的な雇用関係を有する者を配置しなければならない。

（２）発注者は、現場代理人が受注者と直接的な雇用関係を有しないことを発見した場合は、受注者に対し提出書類の虚偽記載として大阪府建設工事等入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。

２．現場代理人の常駐義務の緩和措置

（１）受注者は、次の各号に掲げる場合については、現場代理人の常駐義務の緩和措置を受ける。

　　①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

　②契約書第２０条の規定を適用し工事の全部を中止している期間。

　③現場が完了し必要書類を全て提出した後、完成検査までの期間。

（２）受注者は、次の各号に掲げる場合については、発注者の承諾を得て現場代理人の常駐義務の緩和措置を受けることができる。

　　①橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事の現場着手後において、工場製作のみを行うこととなった期間。

　　②工事の規模・内容について、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容（契約金額が4,000万円未満の工事）で、かつ、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでない工事。

（３）受注者は常駐義務の緩和に伴い、次の各号に掲げる場合には現場代理人を兼任させることができる。

　　①受注者は、いずれも常駐義務が緩和された工事又は期間において、同一事務所発注かつ、同一市町村内の２件までの工事で、両工事の監督職員の承諾を得て、現場代理人を兼任させることができる。

　　②受注者は、近接工事として間接費が調整された工事（当初の請負契約以外の請負契約が、随意契約により締結される場合に限る）間については、現場代理人を兼任させることができる。

（４）受注者は、常駐義務の緩和措置（他の工事の現場代理人等と兼務させる場合を含む。）を受けるにあたり次の各号に掲げる事項を現場代理人に遵守させなければならない。

　　①監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、監督職員から要請があった場合は速やかに工事現場に向かう等の対応が取れること。

　　②前記（２）②のみが緩和理由となっている期間については、現場代理人は１日１回以上当該工事現場に駐在し、業務に当たること。

（５）発注者は、前項が遵守されていないと認められる場合や安全管理の不徹底による事故の発生など受注者の現場体制の不備が認められる場合は、緩和措置の承諾を取り消すことがある。

**第１－52条　下請負人の社会保険加入確認**

　　１．受注者は、全ての次数の下請負人の社会保険加入状況を確認し、社会保険未加入者が確認された場合、「社会保険未加入状況報告書」を、別に定める様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。

２．受注者は、下請け契約後遅滞なく、全ての次数の下請負人の社会保険加入状況を記載した施工体制台帳（再下請負通知書、その他添付書類を含む）に加え、建設業の許可を有する下請負人について社会保険等の加入の事実を確認した書類を、監督職員に提出しなければならない。

### 第１－53条　暴力団等の排除

１．誓約書の提出

受注者は、受任者又は下請負人それぞれから公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）に規定する誓約書を徴収し、大阪府へ提出しなければならない。

２．下請契約の締結前における「下請負人（再委託）予定通知書」の提出について

受注者は、下請契約（第二次以下の下請契約を含む）又は再委託契約を締結する１週間前までに「下請負人（再委託）予定通知書」に必要事項を記入のうえ、電子データで監督職員に提出するものとする。発注者は、受注者から提出された「下請負人（再委託）予定通知書」に暴力団員及び暴力団密接関係者が含まれていないことを，下請契約の締結前に確認するものとする。

なお、受注者が入札参加除外措置受けた者を下請負人としていた場合は、当該契約の解除を求めることができる。

３．受注者は、暴力団排除措置規則に規定する入札参加除外者や誓約書違反者等を、受任者又は下請負人又は資材業者等としてはならない。

４．受注者は、下請負人等との下請契約等の締結にあたっては、「大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」第5の(1)に定める、建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、大阪府建設工事請負契約書「第47条」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。

また、受注者は、監督職員より前項の請求があった場合速やかに対応しなければならない。

５．大阪府暴力団排除条例第12条関係

（１）受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び管轄警察署への報告（以下「報告」という。）を行わなければならない。

（２）報告は、不当介入等報告書により、速やかに大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告書を各々提出するものとする。

（３）受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

（４）報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

### 第１－54条　個人情報の取扱い

１．受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

２．受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

３．作業責任者等の届出

（１）受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者（以下「個人情報取扱作業責任者」という。）を定め、書面により報告しなければならない。

（２）受注者は、個人情報取扱作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

（３）個人情報取扱作業責任者は、特別仕様書に定める事項を適切に実施するよう個人情報を取り扱う作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）を監督しなければならない。

４．受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本規定における作業従事者が遵守すべき事項その他必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

５．派遣労働者等の利用時の措置

（１）受注者は、個人情報の取り扱いを派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の者に行わせる場合は、正社員以外の者にこの仕様書に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

（２）受注者は、正社員以外の者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

６．受注者は、工事の履行に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

①個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

②施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

③個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

④定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

⑤個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

⑥個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

⑦個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検

⑧私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁

　止

⑨個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

⑩その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

⑪上記項目の作業従事者への周知

７．受注者は、工事の履行に関して個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

８．受注者は、監督職員の指示がある場合を除き、工事の履行に関して知り得た個人情報をその目的以外のために利用し、又は監督職員の承諾なしに第三者に提供してはならない。

９．受注者は、監督職員の承諾がある場合を除き、監督職員から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

10．受注者は、監督職員から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、利用後直ちに監督職員に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、監督職員が別に指示したときは当該方法によるものとする。

11．受注者は、工事の履行に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

12．監督職員は、受注者が工事の履行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

13．受注者は、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに監督職員に報告し、監督職員の指示に従うものとする。

### 第１－55条　配置技術者

（1）受注者は、配置技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。

（2）発注者は、配置技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な配置技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約 解除の対象となる場合がある。

なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。

２　配置技術者の雇用確認

配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は下表によることとする。

受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。証明書類の写しの提出は不要とするが、万一、写しを提出する際には、健康保険被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号、及びQRコード等にはマスキングを施さなければならない。

　　　　　■雇用関係を確認するための書類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　内容確認書類 | 根拠 | 所有者 | 作成者 | 備考 |
| 健康保険被保険者証 | 健康保険法 | 技術者本人 | 都道府県又は健康保険組合 | ５人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる |
| 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 | 健康保険法 | 建設業者 | 都道府県又は健康保険組合 | 事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される |
| 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書 | 地方税法 | 建設業者 | 市区町村 | 給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される |

３　その他

　　その他ここに定めない事項は、監理技術者制度運用マニュアルに準じる。

### 第１－56条　一次下請負業者等への支払確認

１．契約工期が6ヶ月を越えかつ下請負金額の総額が3,000万円（ただし建築一式工事にあっては4,500万円）以上の工事において部分払いを受ける場合は、一次下請業者等への支払確認を行うものとする。

２．受注者は、工事請負契約書第37条第5項の規定に基づく部分払金を請求するときは、請求書に添えて部分払金支払計画書を監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

３．受注者は、発注者から部分払金を受領した後、部分払金支払計画書に記載した一次下請負業者等への支払予定日以降すみやかに、当該一次下請負業者等に支払ったことを証明する書類（領収書等）の原本を監督職員に提示し確認を受けなければならない。また、その写しを監督職員に堤出しなければならない。

４．受注者は、上記の確認時において一次下請負業者等への支払いが完了していない場合、又は手形で支払う場合において手形の期間が120日を超えている場合は、一次下請負業者等がそれらについて承諾していることを証する書類（承諾書）を提出しなければならない。

５．受注者は、監督職員がその他の支払関係資料の確認が必要であると判断した場合は、ヒアリング等に応じなければならない。

### 第１－57条　中間前金払

受注者は、「中間前金払と部分払との選択に係る届出書」により中間前金払を選択した場合、中間前金払認定請求に際しては、「中間前金払認定請求書」に、「工事履行報告書」その他必要に応じて府が求める資料（例　以下の①～④等）を添付して認定の請求を行わなければならない。

 　①実施工程表

　　②工事月報

　　③着色図面（平面、標準断面、横断図等）

　　④積算書（内訳数量がわかる程度）

### 第１－58条（空き番）

### 第１－59条　下請負人への建設業法遵守の周知徹底

受注者は、監督職員の指示により、工事現場に入場する下請負人が見やすい場所に、別途監督職員が提供するチラシ｢建設業法令遵守について｣を掲示するとともに、安全工事施工推進体制表兼施工体系図に記載される全ての下請負人に対して、当チラシを確実に配付すること。

### 第１－60条　火災保険等

１．受注者は、下表の保険等に付さなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象工事 | 保険の種類 |
| 建築工事一般（新築・増築・改装） | 「建設工事保険」 |
| 建築設備工事 | 「組立保険」又は「火災保険」 |
| 機械、電気設備工事 | 「組立保険」 |
| 土木工事、機械、電気設備工事 | 法定外の「労災保険」 |

２．加入手続き等

（１）保険の名義は、契約者及び被保険者とも受注者とする。

（２）保険金額については、下記のとおりとする。

①建設工事保険、組立保険は、請負代金額を保険金額とする。

②火災保険は、請負金額の 80％以上を保険金額とする。

(３)保険期間については、現場着手日を始期とし、検査期間等を考慮して工期末より 1ヶ月程度の余裕を持って加入するものとする。

（４）受注者は、保険契約締結後、保険証書の写しを監督職員に提出するものとする（法定外の労災保険については、監督職員から指示のあった場合に提出する）。

### 第１－61条　地域社会への貢献等

受注者は、工事施工にあたって創意工夫・技術力に関する項目・地域社会への貢献として評価できる項目を自ら立案し、実施することができる。この場合は、施工計画書にその計画案を記載し、監督職員に提出するものとする。

また、受注者は、地域社会へ貢献等のあったと評価できる項目に関する事項について工事完了までに以下の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施説明書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工 事 名 |  | 受注者名 |  |
| 提案項目 |  |
| 提案内容 |  |
| （提案内容） |
| （添付図） |

※説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

### 第１－62条　特例監理技術者の取扱い

建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置についての取扱いは、以下のとおりとする。

１）以下のいずれかに該当する工事については、特例監理技術者の配置を認めないものとする。

①大規模工事

・予定価格が等級区分Ａにあたる金額以上の工事

（プラント電気工事を除く）

②監理技術者の実績を求める工事等

・入札参加資格において監理技術者の実績等を求める工事※

※ただし、同等以上の監理技術者補佐を配置する場合は除く

なお、特例監理技術者の配置が可能な工事か否かについては、入札公告による。

２）特例監理技術者を配置する場合には、次の条件を全て満たさなければならない。

①　監理技術者補佐を専任で配置すること。

②　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

③　監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

④　同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。

⑤　特例監理技術者が兼務できる工事は、大阪府内で施工される工事でなければならない。ただし、大阪府発注の工事には限らない。

⑥　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

⑦　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑧　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

⑨　維持工事の場合において、特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

３）受注者が特例監理技術者を配置する場合には、「特例監理技術者の配置に関する届出書」（別添様式）に必要書類を添付して提出すること。

４）特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

５）入札参加資格において監理技術者に実績等を求めた場合、監理技術者補佐は当該監理技術者と同等以上の実績等を有する者であること。また、監理技術者補佐の実績等を評価するために必要な資料を提出すること。